

小田原市いじめ防止基本方針

<目 次>

はじめに	-----	1
I 基本的な考え方	-----	2
1 いじめの定義		
2 いじめに対する基本認識		
3 いじめ対策の基本理念		
4 いじめ防止等に関する対策の基本的な考え方		
(1) いじめの未然防止		
(2) いじめの早期発見		
(3) いじめの早期対応・早期解決		
(4) <u>いじめの解消</u>		
(5) 家庭との連携		
(6) 関係機関との連携		
(7) 地域との連携		
II 基本的施策・措置	-----	7
1 市が実施する施策・措置		
(1) いじめの未然防止のための措置		
(2) いじめの早期発見のための措置		
(3) <u>いじめに対する</u> の早期解決のための措置		
(4) 家庭・関係機関・地域との連携		
(5) <u>学校評価における留意事項</u>		
(6) その他		
2 学校が実施する措置		
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定		
(2) いじめの未然防止のための措置		
(3) いじめの早期発見のための措置		
(4) <u>いじめに対する</u> の早期解決のための措置		
(5) 家庭との連携		
(6) 関係機関との連携		
(7) 地域との連携		
(8) <u>学校評価における留意事項</u>		

Ⅲ 重大事態への対処 ----- 14

1 いじめの重大事態

2 市教育委員会又は学校による対処

- (1) 重大事態発生への報告
- (2) 事実関係を明確にするための調査
- (3) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供
- (4) 調査結果の報告
- (5) 調査結果の公表

3 地方公共団体の長による再調査等

- (1) 再調査の実施
- (2) 調査結果の報告
- (3) 再調査の結果を踏まえた措置

Ⅳ いじめ防止等を推進する体制 ----- 19

1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

2 小田原市いじめ問題対策連絡会

3 小田原市いじめ防止対策調査会 調査研究のための附属機関

4 小田原市いじめ問題再調査会 再調査のための附属機関